

【参考】平成30年度私立幼稚園就園奨励費補助金

対象施設：私立幼稚園

階層区分 平成30年度市町村民税所得割課税額		補助限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	A階層	308,000円	308,000円	308,000円
市町村民税 又は 市町村民税所得割が非課税 の世帯	B階層	272,000円	30,800円	308,000円
B階層のひとり親世帯等	B-1階層	308,000円	308,000円	308,000円
市町村民税所得割課税額	77,100円以下	C階層	187,200円	247,000円
	C階層のひとり親世帯等	C-1階層	272,000円	308,000円
	211,200円以下	D階層	62,200円	185,000円
	211,201円以上	E階層	12,000円	154,000円
				308,000円

- 【補助限度額】と今年度支払い予定の【入園料+保育料の合計額】の少ない方を補助します。
- 保育料にはバス代、給食代が含まれていません。補助対象になる金額は幼稚園にお尋ねください。
- 途中入退園の場合は、在籍月数に応じて補助額を算出します。
- 満3歳児は誕生月から在籍月数に応じて補助額を算出します。
- 就園奨励費は、園を通して年度末に支給されます。詳しくは、各園にお尋ねください。

共通事項

- ※世帯の市町村民税所得割課税額の合計額で階層が決まります。
- ※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、または障がい児や障がい者がいる世帯を言います。
- ※A・B・B-1・C・C-1階層、第1・第2・第2-1・第3・第3-1階層については、第何子かを決定する際の兄・姉の年齢制限の上限を撤廃します。ただし、生計を共にしていない場合や入所児童との続柄がわからない場合は、兄・姉として数えないことがあります。
- また、それ以外の階層は、従来通り小学1年生～3年生、保育所・幼稚園・認定こども園等に入園している兄・姉を数えます。

【参考】平成30年度宗像市利用者負担(1号認定)基準額表

対象施設：認定こども園(教育利用)

階層区分		利用者負担額（月額）		
		教育標準時間		
4月～8月 平成29年度市町村民税課税額より算定				
9月～3月 平成30年度市町村民税課税額より算定		第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	第1階層	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	第2階層	3,000円	0円	0円
第2階層のひとり親世帯等	第2-1階層	0円	0円	0円
市町村民税所得割課税額	77,100円以下	第3階層	10,100円	5,050円
	第3階層のひとり親世帯等	第3-1階層	3,000円	0円
	211,200円以下	第4階層	15,200円	7,600円
	211,201円以上	第5階層	19,400円	9,700円
				0円

○第2階層・第2-1階層となるのは、市町村民税所得割額が非課税の世帯です。

